

お客様へ

当組合の「預金口座の不正利用等防止」に係る対応について

近年、SNS型投資・ロマンス詐欺などの「特殊詐欺」が多発しており、これらによりだまし取った金銭の受け皿として他人名義の預貯金口座が悪用されています。こうした預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務として、金融庁・警察庁より「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化」の要請文が発出されております。

当組合は、金融犯罪を防止し、お客様が安心・安全にお取引いただけますよう、不審取引への迅速化、警察との連携強化など様々な対策に取り組んで参ります。

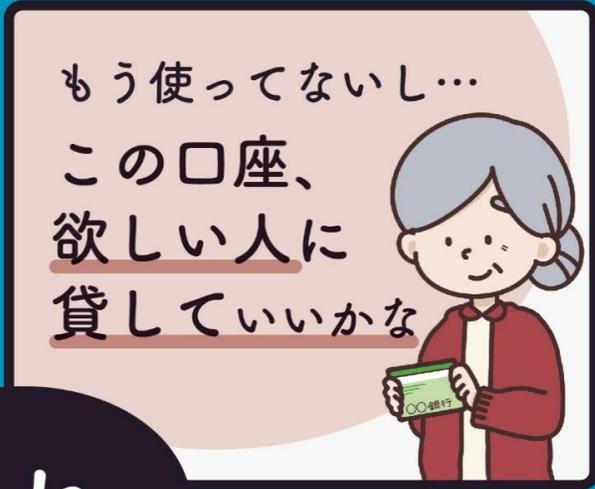
お客様におかれましては、以下の内容について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 法令に則り、預金口座開設時または開設後にご本人確認、口座の利用目的等について、聞き取りや確認書類の提出をお願いしております。ご回答状況によっては、預金口座の開設をお断りさせていただくことや、口座開設後であってもお取引の一部を制限させていただくことがあります。
2. 口座開設後の入出金や送金取引について、ご利用内容がお申出のご利用目的と大きく異なる場合や、当組合が金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合は、お取引の一部を制限させていただくことがあります。
3. 口座開設後、長期間お客様のご利用がない口座については、不正利用等未然防止の観点より、お取引の一部を制限させていただくことがあります。
4. お客様が当組合にお届けいただいた住所に送付した郵便物が返戻されるなど、お客様との連絡が不通の状態が続いた場合、法令で要請される口座管理が困難となることから、お取引の一部を制限させていただくことがあります。

預金口座の売買・譲渡は犯罪です

令和 7 年 4 月

 山梨県民信用組合



それ、

犯罪 です！



マネロン・金融犯罪対策
キャラクター
マネっちゃん

口座を売ったり貸したりすると 罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ロンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！

